



福島労基発 0815 第2号  
令和4年8月15日

福島県中小企業団体中央会長 殿

福島労働局労働基準部長



月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引き上げ及び  
年5日間の年次有給休暇の取得に関する協力要請について

日頃より、労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年7月に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）により、中小企業における時間外労働に係る割増賃金率について、令和5年4月1日以降、1か月60時間を超えて時間外労働をさせた場合には、当該労働時間分について5割以上の率で計算した割増賃金を支払う必要があります。

つきましては、令和5年4月以降の適正な割増賃金の計算、支払い等のため、給与計算システムの改修や就業規則（賃金規程）の見直し等が必要となる場合もあることから、リーフレット（別添1）の活用により、貴団体の傘下会員等の皆様に対し、必要な準備を行っていただくよう、周知をお願いいたします。

また、働き方改革関連法により改正された労働基準法において、法定の年次有給休暇（年休）の付与日数が10日以上労働者に対し、5日については、基準日（年休発生日）から1年以内に労働者ごとにその時季を指定して付与することが義務付けられております。しかしながら、当局管内の労働基準監督署には、労働者から「年休を取得できない」等の相談が依然として寄せられ、また、事業主からはその管理方法等について問い合わせがある等、未だ年5日間の年休取得の定着に至っていない状況が見受けられます。

つきましては、リーフレット（別添2）の活用により、貴団体の傘下会員等の皆様に対し、年休の法定日数の付与について周知していただきますようお願いいたします。

なお、割増賃金の具体的な計算方法や年休の付与日数、管理方法等についてご不明な点がありましたら、最寄りの労働基準監督署または福島働き方改革推進支援センター（別添3）にお問い合わせいただきますよう、併せて傘下会員等の皆様に周知をお願いいたします。

（別添のリーフレットについては、裏面をご覧ください）

別添1：月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引き上げ  
(令和5(2023)年4月1日から)について

URL：<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/001209484.pdf>



別添2：年次有給休暇の付与について

URL：<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/dl/140811-3.pdf>



別添3：福島働き方改革推進支援センターについて

URL：<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/001115920.pdf>



【問い合わせ先】労働基準部監督課 電話 024-536-4602